

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

## 第2回 遠賀川河口域利用対策協議会

～九州初～『不法係留船対策の計画書』が策定されます  
計画は、本年2月に“公示”される予定です

平成23年1月19日  
国土交通省  
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域には、多数の船舶（H22現在：775隻）が河川管理者の許可を得ずに係留され、河川の安全な流下を阻害する障害物等になるなど災害をもたらす可能性があり、河川管理上の問題となっています。さらに、環境上の問題として、周辺住民に対する騒音やゴミ問題・違法駐車などの被害も発生しています。

そのため、平成22年9月16日に遠賀川河口域利用対策協議会（以下、協議会と呼ぶ）を設立し、不法係留船対策に係る計画を策定することとなりました。

その後、地元住民や利用者の方々との意見交換の場である遠賀川下流部利用者会議（以下、利用者会議と呼ぶ）を11月25日に開催し、関係者らとの調整などを経て、不法係留船対策に係る計画書（案）がまとまったため、第2回の協議会を開催することといたしました。

今回の協議会では、最終的な計画策定にむけて議論し、その結果を踏まえ2月に計画の公示をおこない、平成23年度から強制撤去を含む指導を強化していきます。

つきましては、報道関係の方々にご参加いただき、不法係留船対策に係わる計画内容についてご理解いただくとともに、検討内容を広く市民の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

### 記

- 日時 平成23年1月26日（水） 15:30～17:00
- 場所 遠賀川河川事務所 会議室（直方市溝掘1丁目1-1）
- 議題
  - 第1回協議会開催後の動き（利用者会議と高水敷船舶の撤去等）
  - 遠賀川河口域における  
不法係留船対策に係る計画書（案）の検討
  - 計画の周知・今後のスケジュールについて
  - その他
- 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：高橋、松村  
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）

**※協議会開催前に現地視察を実施します。**

12：30～15：20 までの間、委員・オブザーバの方々に現地を見て頂きます。

(視察行程は、別紙参照)

**【この記者発表に関する問い合わせ先】**

国土交通省 遠賀川河川事務所  
TEL 0949-22-1830

占用調整課 課長 高橋(内線 341)  
係長 松村(内線 342)

～ 参 考 ～

**①遠賀川河口域利用対策協議会とは**

国土交通省河川局からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されている。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を策定し、公示することとなる。

－開催経緯－

第1回 平成 22 年 9 月 16 日

第2回 平成 23 年 1 月 26 日（予定）

**②遠賀川下流部利用者会議とは**

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く場として、遠賀川下流部利用者会議を設置。

－開催経緯－

第1回 平成 22 年 11 月 25 日

○西川利用対策会議

平成 21 年に西川を中心とした不法係留船対策のあり方を検討するため、地元住民や水面利用者らとの意見交換の場として設置された組織。今回、遠賀川河口域利用対策協議会が設置されたことを踏まえ、この西川利用対策会議を名称変更し、遠賀川下流部利用者会議となる。

－開催経緯－

第1回 平成 21 年 5 月 27 日

第2回 平成 21 年 8 月 26 日

第3回 平成 21 年 11 月 13 日

第4回 平成 22 年 3 月 11 日

第5回 平成 22 年 6 月 23 日

\* 不法係留船対策の詳細は、遠賀川河川事務所HPをご覧ください。

# 遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書(案)

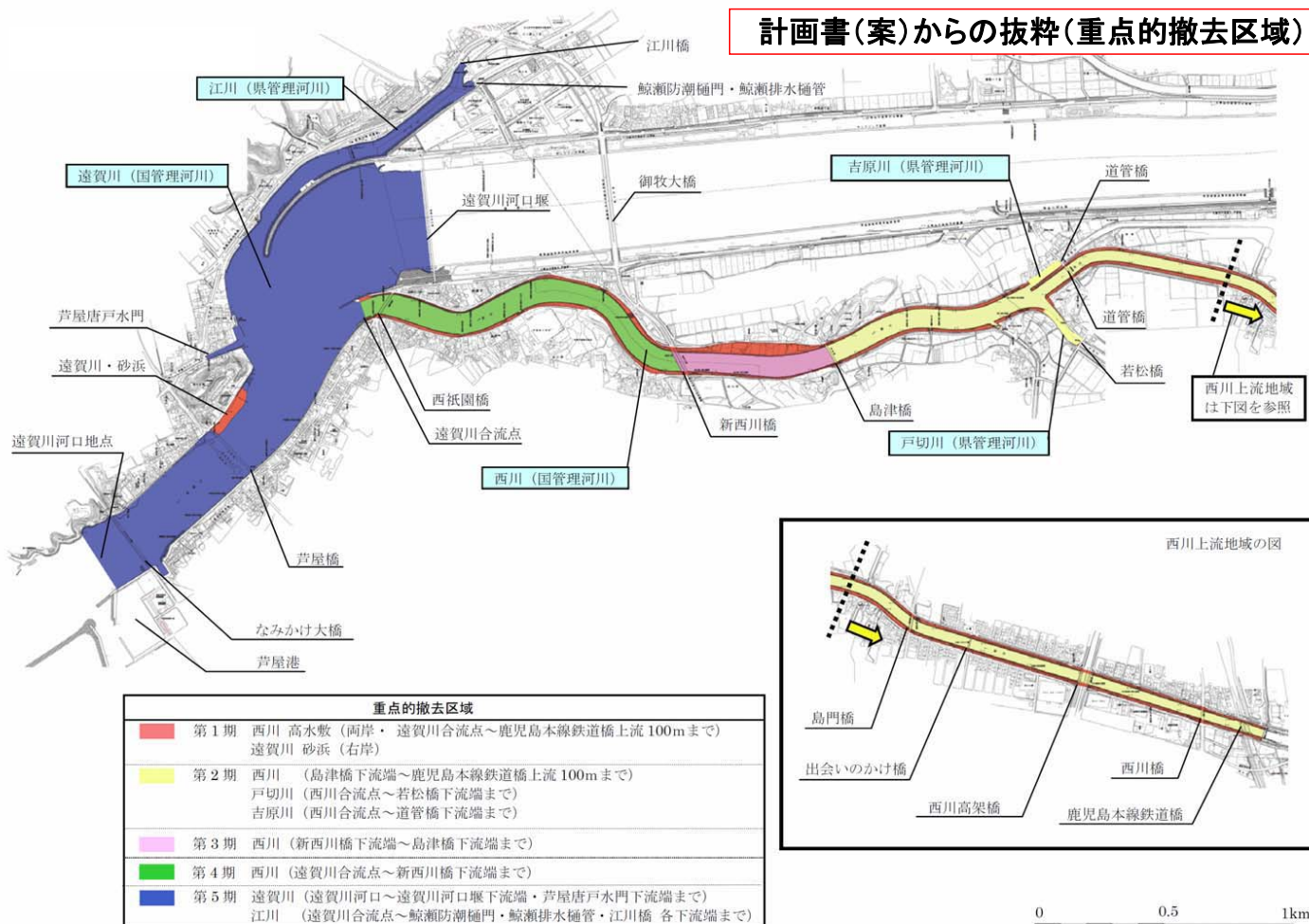
第1回遠賀川河口域利用対策協議会(9/16開催)および、第1回遠賀川下流部利用者会議(11/25開催)の議論を踏まえ、『不法係留船に係る計画書』(案)を策定した。

そこで、今回の第2回遠賀川下河口域利用対策協議会において、委員の方々の意見をうかがい、その結果を踏まえ、平成23年2月に『不法係留船対策に係わる計画』を公示していきたいと考えている。

## 計画書(案)の構成

- I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画
- II. 規制措置の実施計画
- III. その他(関係者への広報啓発活動・計画推進のための体制)

### 計画書(案)からの抜粋(重点的撤去区域)



## 計画の公示と周知

### ①計画の公示（平成23年2月に公示→平成23年6月に施行 周知期間 3ヶ月間）

・協議会開催後、平成23年2月中を目途に、公示を実施

◇国土交通省九州地方整備局長名

◇福岡県知事名

### ②計画の周知

- 1.国土交通省九州地方整備局、遠賀川河川事務所、福岡県庁、  
北九州県土整備事務所における掲示板の活用
- 2.地元自治体が発行する広報掲載への依頼
- 3.不法係留船のうち、所有者が判明する者には、郵送による文書通知
- 4.遠賀川河川事務所ホームページの活用
- 5.関係機関である(財)日本海洋レジャー安全・振興協会、  
九州マリン事業協会、(社)九州北部小型船安全協会への情報提供
- 6.西川・遠賀川沿川における看板の設置

### 平成23年度のスケジュール(案) ～平成23年度には第1期重点的撤去区域を設定し指導を強化～

	平成22年度	平成23年度			
	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
公示・周知	●(計画の公示・2月) ←3ヶ月の周知期間→		●(計画の施行・6月)	第1期重点的撤去区域	
区域からの撤去	塵芥処理 (船舶の価値なし)	(最終的な行政指導・9月頃)● (廃棄処分・11月頃)●			
	簡易代執行 (所有者不明)			●(最終的な行政指導・9月頃)	
	行政代執行 (所有者判明)		(最終的な行政指導・11月頃)●	(行政代執行の実施・1月頃)●	●
河口域のマリーナ施設への占用許可		●(占用申請・4月頃) ●(占用開始・6月頃)			
協議会・利用者会議		(第2回 遠賀川下流部利用者会議・11～12月頃)● (第3回 遠賀川河口域利用対策協議会・1～2月頃)●			
～協議会・利用者会議で、次年度に第2期重点的撤去区域を設定することを検討～					

◇視察ルート

遠賀川河口域・芦屋町  
(遠賀川の不法係留船実態)  
着:14:00  
発:14:15

西川中流部・遠賀町  
(西川の不法係留船実態)  
着:14:25  
発:14:40

北九州市若松区  
脇田フィッシャリーナ整備予定地見学  
着:13:15  
発:13:35

遠賀川河川事務所  
ロビー15:20分・着

遠賀川河川事務所  
ロビー12:30分・発

